

# 浴槽水等の水質基準

生食発0919第8号 令和元年9月19日 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

検査項目	原湯・原水・上がり用湯及び上がり用水	浴槽水
色度	5度 以下	—
濁度	2度 以下	5度 以下
pH値	5.8 以上 8.6 以下	—
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 3 mg/L 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 8 mg/L 以下
	過マンガン酸カリウム消費量 10 mg/L 以下	過マンガン酸カリウム消費量 25 mg/L 以下
大腸菌	検出されないこと	—
大腸菌群	—	1個/mL 以下
レジオネラ属菌	10 CFU/100 mL 未満	10 CFU/100 mL 未満

原水の基準値は原湯、上がり用湯、上がり用水に適用される。

- ・「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- ・「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される冷水をいう。
- ・「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- ・「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される冷水をいう。
- ・「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

※生食発0919第8号 令和元年9月19日 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正についての詳細は、各自治体の条例等に基づき判断する。